

防人計第15891号
29. 10. 31

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

防衛省における職員の旧姓使用について（通知）

標記について、平成29年8月31日に各府省庁官房長等会議において申合せされた「国の行政機関における職員の旧姓使用について」に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

- 添付書類：1 別紙
2 国の行政機関における職員の旧姓使用について（平成29年8月31日各府省庁官房長等申合せ）

防衛省職員の旧姓使用に係る取扱要綱

(目的)

第1 本要綱は、防衛省の職員（以下「職員」という。）が婚姻等により戸籍上の氏（以下「戸籍姓」という。）を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することを希望するときにおいて、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性の確保及び旧姓の対外的な明示のための措置その他必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の申出)

第2 職員は、婚姻等により戸籍姓を改めた後も旧姓を文書等に使用することを希望するときは、旧姓使用申出書（別紙様式第1）を任免権者に提出しなければならない。

(旧姓の確認等)

第3 任免権者は、職員から第2の規定による申出を受けたときは、人事記録及び改正前後の戸籍姓を証する書面（戸籍謄本等）により、申出を受けた姓が戸籍上根拠を有する旧姓であることの確認を行い、当該職員の旧姓であると認めるときは、当該職員の旧姓の使用を認めるものとする。

(旧姓使用の対象となる文書等)

第4 旧姓を使用する職員は、給与の支給、防衛省共済組合の事務に関する文書及び外部との関係で円滑な事務の遂行に支障を及ぼすものを除き、旧姓を使用するものとする。

(人事発令等の氏名)

第5 任免権者は、旧姓を使用する職員の人事発令又は辞令書等には、当該職員の旧姓を使用するものとする。

(旧姓使用の中止の届出)

第6 旧姓を使用する職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（別紙様式第2）を任免権者に届け出なければならない。

(人事記録への記載等)

第7 任免権者は、第3の確認を行ったとき、又は第6の旧姓使用の中止の届出を受けたときは、戸籍上の氏名、使用する旧姓及び旧姓使用申出日並びに旧姓使用開始日又は旧姓使用中止日を、旧姓使用の申出又は中止の届出をした職員の人事記録又はその備考欄に記載するものとする。

2 旧姓使用申出書及び旧姓使用中止届は人事記録の付属書類として保管する。

(異動による旧姓使用の取扱い)

第8 旧姓を使用する職員が人事異動により任免権者を異にする異動をした場合は、人事記録又はその備考欄に旧姓使用に係る事項が記載されていることを異動先の任免権者が確認することにより、第3の確認を行ったものとみなす。

(旧姓使用者の氏名の公表等)

第9 旧姓を使用する職員の氏名を公刊物、防衛省ホームページ等に掲載するときは、当該職員の旧姓を記載するものとする。

(旧姓使用職員の責務)

第10 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用することができる文書等には統一して旧姓を使用しなければならない。

(旧姓使用担当相談官)

第11 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官（以下「官房長等」という。）は、旧姓使用に関する相談が職員からなされた場合に対応するため、人事担当課等に旧姓使用担当相談官を指定し、当該職員からの相談等に応じるものとする。

(職員への周知)

第12 官房長等は、本要綱の周知徹底を図るとともに、職員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

(委任規定)

第13 この要綱の実施に関し必要な事項は、官房長等が定める。

年 月 日

(任免権者) 殿

所 属
官職・階級(級)
氏 名(ふりがな)

旧 姓 使 用 申 出 書

下記のとおり戸籍姓の変更後も旧姓を使用したいので申し出ます。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 変更後の戸籍上の氏名
- 3 戸籍上の変更年月日
- 4 旧姓使用の開始年月日

年 月 日

(任免権者) 殿

所 属
官職・階級(級)
氏 名(ふりがな)

旧 姓 使 用 中 止 届

下記のとおり旧姓の使用を中止しますので届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 中止する理由
- 3 戸籍上の氏名
- 4 旧姓使用の中止日